

指導者の皆様にご案内です。

近年、スポーツ指導中に事故が発生した場合、指導者に対する損害賠償額が高額となる判決例が増加しています。

全日本柔道連盟では、有効な公認指導者資格をお持ちの方全員を対象に、賠償責任保険に加入しています。

ただし、全員加入している保険の支払限度額は500万円となっております。

実際の判決では、指導者が負う賠償責任が3億近い額となったケースもあり、皆さまが安心して指導を行えるように、

全日本柔道連盟では上乘せ補償制度をご用意しております。

本保険は、今年度より指導者各自によるお申込みが必要となっております。

昨年度までチーム・団体による申込をされていた方も、ぜひ加入についてご検討ください。

なお、本保険は自動継続ではありません。昨年度ご加入した方もお手続きが必要なのでご注意ください。

■制度内容■

年間保険料ごとに補償される支払限度額が変わります。

タイプ別 保険料 支払限度額

Aタイプ	3,900円	1億円	Bタイプ	5,000円	2億円	Cタイプ	6,000円	3億円
------	--------	-----	------	--------	-----	------	--------	-----

年度途中の加入であっても、保険料・支払限度額は変わりません。

■申込・補償期間■

毎月20日までのお申込みにて、翌月1日より補償開始となります。

加入日に関わらず2026年4月1日午後4時までが保険期間となります。

■加入方法■

会員登録システム Judo-Member のマイページよりお申込みください。

今年度より指導者各自でのお申し込みが必要となっております。

<https://judo-member.jp/login>

▼申込手順

以下のサポートページをご参照ください。

<https://x.gd/CgNIM>

▼指導者賠償責任保険

詳しい内容は下記をご参照ください。

<https://x.gd/b3ZoH>